

熊本市自治基本条例 章立て(案)

H20.11 現在

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 自治の基本理念
- 4 自治運営の基本原則

第2章 市民

- 1 市民の権利
- 2 市民の責務

第3章 議会

- 1 市議会の役割
- 2 市議会議員の責務

第4章 市の執行機関等

- 1 市長の責務
- 2 市の執行機関等の役割
- 3 職員の責務

第5章 情報共有・参画・協働によるまちづくり

第6章 市政運営

- 1 情報共有
- 2 個人情報保護
- 3 説明責任
- 4 参画
- 5 青少年・子どもの参画
- 6 市民参画制度
- 7 施策への反映
- 8 協働
- 9 総合計画
- 10 財政運営
- 11 行政評価
- 12 組織体制
- 13 総合的な行政サービス
- 14 審議会等

第7章 国及び他の地方公共団体との連携

第8章 条例の見直し等

- 1 条例の位置づけ
- 2 条例の見直し
- 3 自治推進委員会の設置

附則

章立て

2009年(H21年)1月23日

提案者 自治基本条例

検討委員会

委員 林勝美

【前文】

第1章 総則

- (目的)
- 第1条 (住民主権)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (最高規範性)
- 第4条

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

- (自治の基本理念)
- 第5条 (自治運営の基本原則)
- 第6条

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

- 第1節 住民の権利と責務
 - (住民の権利及び責務)
 - 第7条
- 第2節 議会の設置と役割
 - (議会の設置)
 - 第8条 (市議会の権限等)
 - 第9条 (市議会の責務)
 - 第10条 (市議会の会議)
 - 第11条 (市議会への住民参加)
 - 第12条 (市議会議員の責務)
 - 第13条

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

- 第1款 市長及び執行機関
 - (市長及び執行機関の設置)
 - 第14条 (市長の権限)

第15条

- (市長の責務)
- 第16条 (執行機関の連携及び協力)
- 第17条 (参 与 等)
- 第18条 (補助機関である職員の責務)
- 第19条

第2款 行政運営の基本原則

- (行政運営の基本原則)
- 第20条 (総合計画)
- 第21条 (健全で透明な財政運営)
- 第22条 (自治体法務)
- 第23条 (行政評価)
- 第24条 (行政改革)
- 第25条 (総合的な行政サービス)
- 第26条 (苦情処理・公的オンブズマンの設置)
- 第27条 (行政手続き)
- 第28条 (出資団体等)
- 第29条 (監 査)
- 第30条 (外部監査)
- 第31条 (公益通報)
- 第32条 (災害に対する対応)
- 第33条

第4章 自治運営の基本原則に基づく制度等

- 第1節 情報共有と説明・応答責任による自治運営

- (情報を取得する権利)
- 第 3 4 条
- (情報公開・共有の原則)
- 第 3 5 条
- (行政の意思決定過程の情報の共有)
- 第 3 6 条
- (情報公開制度の総合的・体系的整備)
- 第 3 7 条
- (市の情報の収集及び管理)
- 第 3 8 条
- (個人情報の保護)
- 第 3 9 条
- (説明及び応答責任)
- 第 4 0 条
- 第 2 節 参画による自治運営
- (参画推進の原則)
- 第 4 1 条
- (住民参画制度の確立)
- 第 4 2 条
- (市政への男女参画の推進)
- 第 4 3 条
- (青少年、子どもの市政への参画の推進)
- 第 4 4 条
- (住民の学習に対する支援)
- 第 4 5 条
- (意見及び提案制度)
- 第 4 6 条
- (パブリックコメント)
- 第 4 7 条
- (審議会・市民会議)
- 第 4 8 条
- (住民投票)
- 第 4 9 条
- (住民投票の請求及び発議等)
- 第 5 0 条
- 第 3 節 協働による自治運営
- (協働の推進の基本原則)
- 第 5 1 条
- (協働推進評価委員会の設置)
- 第 5 2 条

- 第 4 節 住民自治による地域自治の運営
- 第 1 款 地域における住民の自治活動の推進
- (地域における住民と諸団体との自治活動の原則)
- 第 5 3 条
- (学校と地域との連携)
- 第 5 4 条
- 第 2 款 都市内分権
- (合併特例区)
- 第 5 5 条
- 第 5 節 自治推進委員会の設置
- (自治推進委員会の設置)
- 第 5 6 条
- 第 5 章 国、県及び他の自治体等との政府関係
- (国及び県等との政府間関係)
- 第 5 7 条
- (他の地方公共団体等との連携)
- 第 5 8 条
- (国際関係)
- 第 5 9 条
- 第 6 章 条例の見直し

附 則

〔正副会長案と林案との比較対照〕

2009年(平成21年)1月23日

作成者
(委員)

熊本大学大学院
法曹養成研究科(法科大学院)
教授 林 勝 美
〒860-8555 研究室 熊本市黒髪二丁目40番1号
林(勝)研究室
TEL・FAX(096)342-2383

熊本市自治基本条例案・林案の提出

二巡目協議用 正副会長試案

資料4

※盛り込むべき項目と内容

I 総 則

1 前文 (条例制定の背景、自治の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの)

- (1) 熊本市がどういうまちであるか。⇒地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化 など
- (2) 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。⇒情報共有、参画、協働 など
- (3) 自治基本条例制定の意義 ⇒地方自治の本旨の実現、最高規範性 など

2 目的 (条例に規定する内容を明らかにし、最終目的を示すもの)

(条例に規定する内容を明らかにするもの)

- (1) 自治の基本理念を明らかにすること。
- (2) 市民と市議会と市の執行機関等の役割を定めること。
- (3) 自治を進めるための基本原則を定めること。

(最終目的)

- (1) 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すということ。

【 前 文 】

自治の基本理念と自治運営の基本原則を定めた熊本市自治基本条例を制定する。
住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
国、熊本県と対等な立場で相互協力をする関係。
地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
自治基本条例の最高規範性の宣言。

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に務め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた持続可能な循環型地域社会の実現を図ることを目的とします。

(住民主権)

第2条 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員及び市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

5 定義について

(1) 住民

① 熊本市の区域内に住所を有する者

(2) 市民

① 熊本市の区域内に住所を有する者

② 熊本市の区域内に通勤する者

③ 熊本市の区域内に通学する者

④ 熊本市の区域内で事業を営むもの

⑤ 熊本市の区域内で活動するもの

(3) 市の執行機関等

① 市長

② 教育委員会

③ 選挙管理委員会

④ 人事委員会

⑤ 監査委員

⑥ 農業委員会

⑦ 固定資産評価審査委員会

⑧ 公営企業管理者

⑨ 消防長

(4) 参画

① 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。

(5) 協働

① 同じ目的のために、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力すること。

(6) まちづくり

① 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしていこう活動。

(7) 市政

① 市議会、市の執行機関等が全ての活動

(10) 市

(11) 自治

(12) 地方政府

(13) 出資団体等

(14) コミュニティ

(15) 地域のまちづくり

項目及び内容を協議していく中で、定義を定める必要が生じた場合協議

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 自治 住民が、地方公共団体である熊本市を、自ら治めることをいいます。

(2) 住民 地方公共団体である熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する日本国憲法（昭和21年11月3日公布。以下「憲法」という。）第93条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第11条から第13条までに規定する者及び自治法第10条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。

(3) 通勤・通学者 市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。

(4) 事業者等 市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。

(5) 市政 市における市議会、市長及び市の執行機関の政策及び活動のすべてをいいます。

(6) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。

(7) 参画 市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの行政過程に主体的に住民が参画することをいいます。

(8) 協働 住民、通勤・通学者、事業者等、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。

(9) 地域づくり 良好な環境及び福祉の住みよい地域づくりを目指して行う市、住民、通勤・通学者及び事業者等の行う地域における活動をいいます。

(10) 出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。

ア 市が出資している団体

イ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体

ウ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体

エ 市の職員を派遣している団体

3 自治の基本理念（自治を進める際の基本的な考え方）

地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指すため、次の基本理念を掲げる。

- (1) 熊本市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。
- (2) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。
- (3) 一人ひとりの人権を尊重すること。
- (4) 主権者である市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (5) 市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
- (6) 持続可能な循環型地域社会を実現すること。

（最高規範性）

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の住民自治の推進及び団体自治の確立に努めます。

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

（自治の基本理念）

第5条 市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき住民自治の拡充・推進を図るとともに、団体自治の確立を目指します。

(1) 住民主権 住民が、地方公共団体である熊本市の主権者として、住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。

(2) 信託に基づく市政 地方公共団体である熊本市の主権者である住民から信託された市議会及び市長は、住民自治の原理に基づき、情報公開と住民参画・協働を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

(3) 住民の人権の尊重及び福祉の増進 住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。

市議会、市長及び市の執行機関は、住民の利益と権利を擁護し、住民の福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。

(4) 持続可能な循環型地域社会の実現 市議会、市長及び市の執行機関は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域社会を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。

(5) 市と県と国の対等な関係 市は、国及び県と対等・協力関係の下で、団体自治を実現し、住民自治の原則に基づき、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

4 自治運営の基本原則(自治を運営する際の基本原則)

- (1) 情報共有の原則
- (2) 参画の原則
- (3) 協働の原則

(自治運営の基本原則)

第6条 住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

- (1) 住民自治の原則 地域の問題は、住民自治の原則により解決していくこと。
 - (2) 情報共有の原則 市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開・提供し、情報の共有を図ること。
 - (3) 参画の原則 参画の定義を基本として市政運営を行うこと。
 - (4) 協働の原則 協働の定義を基本として、進めること。
 - (4) 説明・応答の原則 市議会、市長等及び自治法第157条に定める公共的団体等は、住民に対してそれぞれの所掌事務に関してな説明を行い、かつ、住民からの意見・質問等に対して誠実に説明・応答すること。
- 2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

（住民の権利及び責務）

第7条 住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。

2 住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行行使することができます。

3 通勤・通学者及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前2項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。

4 住民は、本条第1項及び第2項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができます。

（1） 市政に関し、市議会及び市長等に対して、情報を取得する権利

（2） 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利

（3） 市政に参画する権利

（4） 市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利

（5） 市政に関し、説明を求める権利及び学習する権利

（6） 市議会及び市長等に対して、協働を請求する権利（以下「協働請求権」といいます。）及び諾否をする権利（以下「協働諾否権」といいます。）

（7） 安心・安全で、良好な自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利

（8） 青少年・子ども（未成年者の住民をいいます。以下同じ。）の市政に参画する権利

（9） 阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利

5 住民は、その権利の行使に当たっては、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。

6 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で良好な環境の実現に寄与するように務めなければなりません。

二巡目協議用 正副会長試案

※盛り込むべき項目と内容

II 役割

1 市民の権利と責務

【自治を進める上で必要な権利と責務】

（1）市民の権利

市民は、日本国憲法及び法令に定める権利、義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、市民は次の権利を有します。

① 市の執行機関等及び市議会に対して、情報を求める権利

② 市政に参画する権利

③ 市政に関し意見を表明し、提案する権利

（2）市民の責務

自治の基本理念を実現するため、次の責務を果たします。

① 市政への参画に当たっては、自らの発言と行動に責任をもつ。（義務規定）

② 市政への積極的な参画（努力規定）

③ 自らまちづくりに取り組む（努力規定）

④ 市内で事業を営むもの及び市内で活動するものは、その事業または活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。（努力規定）

2 市議会の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市議会の役割

市議会は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。

- ① 市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政の実現（努力規定）
- ② 広範な市民の意見の聴取や集約（努力規定）
- ③ 分かりやすく開かれた議会運営（努力規定）

(2) 市議会議員の責務

- ① 政策の提案及び立法に関する活動を行うこと（努力規定）
- ② 市民の信頼に応え、誠実に職務を行うこと（努力規定）
- ③ 説明責任を果たすこと（努力規定）

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

市長等の反問

請願及び陳情者との意見交換

第2節 議会の設置と役割

（議会の設置）

第8条 市に、議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

（市議会の権限等）

第9条 市議会は、住民の信託を受けた議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体としての団体意思を形成する役割を果たします。

2 市議会は、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の団体意思を決定する権限を有します。

（市議会の責務）

第10条 市議会は、広く多様な住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に務めなければなりません。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

（市議会の会議）

第11条 市議会の会議は、討議を基本とします。

2 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、反問することができます。

（市議会への住民参加）

第12条 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

（市議会議員の責務）

第13条 市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に務め、かつ、開かれた議会運営をととして、住民のために誠実に職務を行います。

3 市の執行機関等の役割

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 市長の責務

- ① 市長は、地方自治法に定める権限を有するとともに、以下の役割を担います。
- ② 市の代表として、公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)

(2) 市の執行機関等の役割

- ① 公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行う。(義務規定)
- ② 市民の意向や地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高める。(努力規定)

(3) 職員の責務

- ① 市の執行機関等の役割を担うとともに、以下の責務を担います。
- ② 全体の奉仕者として、市民の視点に立って職務を行う。(義務規定)
- ③ 自己研さんに励む。(努力規定)

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

第1款 市長及び執行機関

(市長及び執行機関の設置)

第14条 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

(市長の権限)

第15条 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

2 市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

(市長の責務)

第16条 市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

(執行機関の連携及び協力)

第17条 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、一体として執行機関相互の連携及び協力を図りながら、機能的な運営を目指さなければなりません。

(参与等)

第18条 市長は、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。

(補助機関である市の職員の責務)

第19条 職員は、市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、誠実、公正かつ率的に職務を行わなければなりません。

2 職員は、地域課題を発見し、解決策を発明し、先進自治体の事例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。

3 市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。

第2款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

- (1) 市政運営の基本方針及び重要施策に関する事項は、熊本市における最高意思決定機関である熊本市経営戦略会議において決定します。
- (2) 市政に関する情報は、住民の共通の財産であり、透明で開かれた行政運営を推進し、市政情報の共有を基本にして、迅速かつ積極的に情報を開示及び提供しなければなりません。
- (3) 行政課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの各過程に住民参画を基本に、住民が積極的に参画できるように保障するものとします。
- (4) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。
- (5) 人種、信条、性別、年齢、社会的、身体的、政治的状況等で差別的取り扱いをすることなく人権を尊重し、住民の権利の擁護を図らなければなりません。
- (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、住民の福祉の増進を目的として行わなければなりません。
- (7) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を挙げるようにしなければなりません。
- (8) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に立ち、情報公開を進める等必要な指導及び調整を行わなければなりません。

〔正副会長案と林案との比較対照〕 2009年(H21年) 1月23日 作成者(委員)

二巡目協議用 正副会長試案

情報共有

1 情報共有

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 情報共有

- ①市の執行機関等及び市議会は、市政運営に関する情報が、市民との共有財産であることを認識する。(義務規定)
- ②市の執行機関等及び市議会は、情報公開条例に定めるところにより、市政運営に関する情報を市民に公開するとともに、積極的かつ迅速に提供する。(努力規定)
- ③市民は、市の執行機関等及び市議会に、まちづくりに関する情報を積極的に提供する。(努力規定)
- ④市の執行機関等は、情報提供に関する新たな仕組みを整備する。(努力規定)

(2) 個人情報保護

- ①市の執行機関等及び市議会は、個人情報保護条例に定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、適切な保護措置を講じる。(義務規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

情報提供に関する新たな仕組みの整備

第4章 自治運営の基本原則に基づく 制度等

熊本大学大学院
法曹養成研究科 (法科大学院)
教授 林 勝 美
〒860-8555 研究室 熊本市黒髪二丁目40番1号
林(勝)研究室
TEL/FAX (096) 342-2388

第1節 情報共有と説明・応答責任 による自治運営

(情報を取得する権利)

第34条 住民は、市政の主権者として、市政に関する情報を取得する権利を有します。

2 住民は、市の公共課題に関して、市長等に対して必要な情報の作成を提案し、作成されたその情報を取得することができます。

(情報公開・共有の原則)

第35条 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開と提供が、住民参画・協働及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

(行政の意思決定過程の情報の共有)

第36条 市長等は、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。

2 前項における意思決定過程の情報は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- (2) 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定の理由
- (3) 他の自治体の類似する政策・計画等との比較検討状況
- (4) 総合計画における位置づけ
- (5) 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- (6) 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の状況
- (7) 将来にわたる政策・計画等のコストの計算結果
- (8) 政策・計画等にかかる住民参加の状況

(情報公開制度の総合的・体系的整備)

第37条 市の保有する情報は、情報公開制度の対象になり、住民は市に対して情報の開示請求ができます。

2 次の各号に掲げる情報公開制度を総合的・体系的に整備し、情報を公表・公開及び提供しなければなりません。

- (1) 計画に関する情報(総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画、国及び他の自治体と関連する計画)
- (2) 条例制定、改正及び廃止に関する情報
- (3) 行政評価に関する情報
- (4) 財政、予算及び決算等に関する情報
- (5) 住民参画に関する情報
- (6) 行政との協働に関する情報
- (7) 出資団体等に関する情報
- (8) その他、新しく発生した事務で、住民に対し重要な影響を及ぼす情報

3 市議会及び市長等は、先進自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。

(市の情報の収集及び管理)

第38条 市議会及び市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければなりません。

(個人情報保護)

第39条 市議会及び市長等は、別に条例の定めるところにより、その保有する個人情報について、適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

(説明及び応答責任)

第40条 市議会及び市長等は、意思決定過程における情報等を含めて市政に関する事項について、誠実に説明及び応答する責任があります。

2 市議会及び市長等は、住民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、関係資料を明らかにして、対話を通して誠実に応答する責任を果たします。

3 公共的団体等は、その所掌する事務に関し住民からの意見、質問等に対して、誠実に説明・応答します。

参画

2 参画

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 参画の原則

- ①市民、市議会及び市の執行機関等は、参画による市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)
- ②参画による市政運営及びまちづくりは、男女が共同して取り組む。(義務規定)

(2) 市民参画のための仕組み

- ①市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備(義務規定)
- ②市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施する。(義務規定)
- ③市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させる。(努力規定)

(3) 青少年・子どもの参画

- ①青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、市政運営及びまちづくりに参画する権利を有する。
- ②市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもが参画するための環境づくりを行う。(努力規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

- 市民参画のための仕組みの整備
- 参画と協働によるまちづくり条例

(参画推進の原則)

第41条 市は、住民の参画を推進し、住民の参画の機会を保障しなければなりません。

(住民参画制度の確立)

第42条 市は、住民が市政に参画を保障するため、次に挙げる重要事項は、参画の対象にしなければなりません。

(1) 次に掲げる計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止のとき

ア 総合計画(基本構想・基本計画(10年計画))

イ 実施計画(3年計画)、事業計画(1年計画)

ウ 分野別計画

エ 地域計画、地区計画(小学校単位)

オ 法令又は条例に規定する計画

カ 国及び他の自治体にかかわる計画

(2) 条例、規則及び要綱(政策、計画、事業の基準等を定めるもの)を制定、改定及び廃止するとき。

(3) 予算の編成及び決算のとき。

(4) 住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定
のとき。

(5) 行政評価の実施のとき。

2 市政への参画の形態は、次の各号に定めるものとします。

(1) 審議会

(2) 公聴会(自治法第109条第5項)

(3) 参考人(自治法第109条第6項)

(4) パブリックコメント

(5) 説明会

(6) 意見交換会

(7) シンポジウム

(8) ワークショップ

(9) 学習会

(10) アンケート

3 参画の形態の手続きは、住民の意見が反映できる手だてを講じなければなりません。

4 市長は、参画の評価を行なうため、住民参画推進評価委員会を設置します。

5 住民参画推進評価委員会は、市長に対し、前項に規定する評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとします。

6 市長は、住民参画推進評価委員会の勧告・提言がなされたときは、これを尊重しなければなりません。

7 住民参画推進評価委員会は、住民の参画の記録を各年度毎に作成し、これを公表するものとします。

8 住民参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとします。

(市政への男女共同参画の推進)

第43条 市は、男女の人権が尊重された、多様な生き方を地域において選択し、地域社会のあらゆる活動に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指すしなければなりません。

2 市は、男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の地域社会を、着実に実現させるために、男女共同参画の計画を策定しなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフ及び専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければなりません。

5 市は、男女共同参画計画の推進のため、第三者機関として、男女共同参画推進委員会を設置しなければなりません。

6 市は、男女共同参画計画の進捗状況について、毎年度公表しなければなりません。

7 市は、男女共同参画推進に関し及び第三者機関として設置する男女共同参画推進委員会については、別に条例で定めます。

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第44条 青少年及び子どもは、教育を受け健康に育つ権利があります。

2 青少年及び子どもは、社会の一員として、市政に参画する権利があります。

3 青少年及び子どもは、社会の一員として市政に関し、意見を述べ提案する権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

5 市及び住民は、青少年及び子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に努めなければなりません。

6 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

(住民の学習に対する支援)

第45条 住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習に努めなければなりません。

2 市は、新しい課題の発生等について、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をします。

3 住民は、市に対して学習するための場所の提供、学習の目的に応じた講師の要請等の支援を求めることができます。

(意見及び提案制度)

第46条 市長は、住民からの意見及び計画等の提案制度を創設します。

2 住民、通勤通学者及び事業者等は、意見の表明又は計画の提案ができます。

3 市長は、提案されたものに対して、提案者の説明を聞かなければなりません。

4 市長は、第三者機関である住民意見提案評価委員会を設置します。

5 市長は、提案されたものに対して、評価を公表し市政に反映するようにします。

6 市長は、意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

7 市長は、提案の手続き等及び第三者機関として設置する住民意見提案評価委員会については、別に条例で定めます。

(パブリックコメント)

第47条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例案等を策定するに当たり、住民の意見を反映するために事前に案を公表し、広く住民に対して説明をし、説明会場等で文書及び口頭で直接住民に説明し、その質問に対話を通じて誠実に応答します。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された住民の意見を尊重してこれを取り入れるように努めるとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由も含めて公表します。

3 市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表します。

4 前3項の手続き及び公表については、別に条例で定めます。

(審議会・市民会議等)

第48条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。

3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民から公募し、委員に選任します。

4 前項の公募委員は、学識経験者を含む第三者委員会により、選考します。

5 前2項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、選任された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。

6 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

協働

3 協働

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) 協働の原則

① 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働により市政運営及びまちづくりに取り組む。(義務規定)

(2) 協働のための仕組み

① 市の執行機関等は、市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備する。(義務規定)

② 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する市民活動団体(自治会等の地域団体、NPO法人その他の市内において活動を行う団体をいう。以下同じ。)と連携を図る。(義務規定)

(3) 参画と協働によるまちづくり条例

① その他必要な事項は、別に条例で定める。

4 コミュニティ(地域のまちづくり)

【自治を進める上で必要な基本理念、基本原則等】

(1) コミュニティ(地域のまちづくり)

① 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを行う。(努力規定)

② 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進める。(義務規定)

③ 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援する。(義務規定)

【上記の基本理念・基本原則を実施する具体的な方法】

○ 市政運営及びまちづくりを協働で進めるための仕組みの整備

○ 参画と協働によるまちづくり条例

(協働の推進の基本原則)

第51条 市は、住民との協働を推進し、対等な立場で目的を共有し、相互の立場を尊重し、協力して目的を達成します。

2 住民と市長等間の協働は、対等な立場で協議し、協定を締結して、公共的目的を達成します。

3 住民は、市長等に対して、協働の提案をすることができます。

4 市長等は、前項の住民からの協働の提案があった場合は、これに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けます。

5 協働にかかる手続き、協働の形態等については、別に条例で定めます。

(協働推進評価委員会の設置)

第52条 住民と市長等間の協働するための第三者機関として、協働推進評価委員会を設置します。

2 市は、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の自治活動の推進

(地域における住民と諸団体との自治活動の原則)

第53条 住民は、住民自治の原則に基づいて地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、地域づくりその他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、自主的かつ自立した活動を営むことができます。

2 住民は、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重し、福祉の充実、地域社会と連携した教育の向上、住民が住みよい良好な環境等の地域社会の実現を目指した地域計画を策定し、これに向けて活動するものとします。

3 市長等は、地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう地域行政を推進します。

4 地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(学校と地域との連携)

第54条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域づくりの核として、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとします

第2款 都市内分権

(合併特例区) (旧 富合町)

第55条 市は、住民にとって身近な地域を区域とする合併特例区を設置します。

2 市は、合併特例区に合併特例区協議会、合併特例区長及び事務所を置きます。

3 市長は、合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任を、公正で、かつ、合併特例区の区域に住所を有する住民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、住民による投票を主体とした選任手続きを採用します。

4 前3項に定めるもののほか、合併特例区の設置に関し必要な事項並びに合併特例区協議会の構成員及び合併特例区長の選任の手続き等については、別に条例で定めます。